

島根県報

第一、四一〇号

平成十四年十月十一日

(金曜日)

正誤

平成十四年三月十九日付け島根県報第一、三五二号中

(環境政策課) 八

平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中

(薬事衛生課) 八

平成十四年九月二十日付け島根県報第一、四〇四号中

(教育庁総務課) 八

平成十四年九月二十七日付け島根県報第一、四〇六号

() 八

中

告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の
(高齢者福祉課) 一

指定

介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指
定

県営土地改良事業計画の変更

森林病害虫等防除法の規定に基づく駆除命令

保安林の指定

保安林予定森林(二件)

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅

地籍調査の成果の認証

建築基準法の規定に基づく道路の指定

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の

縦覧

都市計画決定の図書の縦覧

開発行為に関する工事の完了

特定調達公告

除雪トラック等の購入に係る一般競争入札の落札者等

教委規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の
一部を改正する規則

(農村整備課) 二
(林業振興課) 二
(森林整備課) 二
(漁業管理課) 二
(用地対策課) 二
(建築住宅課) 二
(高齢者福祉課) 一
(都市計画課) 一
(道路整備課) 一

七 六 六 五 五 四 四 三 三 二 一

島根県告示第八百八十八号

介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅
サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示す
る。

平成十四年十月十一日

告示

示

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人あじさい	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあじさい	平成十四年十月一日
通所介護	通所介護	益田市幸町二番	平成十四年十月一日
通所介護	通所介護あじさい	益田市幸町二番	平成十四年十月一日
デイサービスセンター愛あいの家	大原郡加茂町大字加茂中九二八番地	三七号	平成十四年十月七日
岡見ショートステイ	那賀郡三隅町大字岡見七〇〇番地	平成十四年十月一日	平成十四年十月一日

島根県告示第八百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第九十三条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
三隅町 ムミレ岡見	特別養護老人ホーム 那賀郡三隅町大字岡見七〇〇番地	平成十四年十月一日	

島根県告示第八百九十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をしようとするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

一 区域及び期間

1 区域

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を島根県農林水産部林業振興課及び隠岐支庁並びに隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村に存する松林の区域のうち次のとおりとする。）

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を島根県農林水産部林業振興課及び隠岐支庁並びに隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

2 期間

平成十四年十一月五日から平成十五年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受けた樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、薬剤散布、焼却、又はくん蒸のいずれかの措置をとること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺区域において、二に掲げる森林病害虫等による被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置の実施に当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、隠岐

島根県知事 澄田信義

島根県報

支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合にはこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償金を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、隱岐支庁長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないときは又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行なうことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行なるべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える額に相当する額をその者から徴収することがある。

島根県告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

美濃郡美都町大字宇津川イ二五四からイ二六二まで、イ二六二二統一、イ二六三、イ二六三統一、イ六九〇、イ六九一、イ一〇二八からイ一〇三〇まで、イ一〇三一からイ一四七七の二、イ一〇三七の二、イ一〇三八からイ一〇四五まで、イ一〇四五まで、イ一

○四五の一、イ一〇四六からイ一〇四八まで、イ一〇五一からイ一〇五五まで、ロ一甲、

ロ七七四、ロ一〇九九、ロ一一〇二からロ一一〇五まで、ロ一一〇六の一、ロ一一〇六

の二、ロ一一〇七、ロ一一九一、ロ一一九一の二からロ一一九一の四まで、ロ一一九三、ロ一一九四、ロ一一九四の一からロ一一九四の二三まで、ロ一一九五

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覽に供する。)

島根県告示第八百九十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町大字長福字芝ノ前六二一の四、六二二の一、字堤迫尻六二四、字寺畠六二五、字堤迫六二六、六二八から六二三〇まで、六二三、九二八、九二九、九二九の一、一四七七の一、一四七八から一四八〇まで、字吹屋ヶ迫六二七、字堤迫奥六三一、字堤ヶ迫九〇五、字寺山九二五、字新田尾九二六の一、字堤廻九二七、一四七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芝ノ前六二一の四、六二二の一、字堤迫尻六二四、字寺畠六二五、字寺山九二

島根県報

五、字新田尾九二六の一、字堤廻一四七七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて

(縦覧に供する。)

島根県告示第八百九十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字奥田儀一三三三之一、大字口田儀一八〇六の一、一八〇八、一一八八の一、二一八八の二、大字小田二七二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第七百八十二号による保険に付すべき義務は、平成十四年十月八日限り消滅したので、同条第一項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

島根町加入区

島根県告示第八百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

美都町	美都町	松江市	頓原町	浜田市	調査を行った者の名称	調査を行った時期	地籍図	成果の名称	調査を行った地域		認証年月日
									地籍簿	調査を行った	
平成十三年	平成十二年	平成十二年	平成十二年	平成十三年	平成十三年	平成十四年	五一一枚	佐野町2	佐野町2	調査を行った	平成十四年十月三日
三枚	十枚	十九枚	十枚	一冊	一冊	平成十四年	佐見2	佐野町2	佐野町2	調査を行った	平成十四年十月三日
1冊	1冊	2冊	1冊	1冊	1冊	平成十四年	生馬①	佐見2	佐見2	調査を行った	平成十四年十月三日
小原郷	小原I									認証年月日	
平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	平成十四年十月三日	認証年月日	平成十四年十月三日

島根県告示第八百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路に

指定したので告示する。
その関係図面は出雲土木建築事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。
平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

路線名	起 点	終 点	間 点	道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
区画街路一	斐川町大字併川六六九番地	斐川町大字併川六八三番地	斐川町大字併川六七三番地	六・〇	メートル 一三九・三八	平成十四年十月一日
区画街路三	斐川町大字併川五三四番地一	斐川町大字併川五三〇番地	斐川町大字併川五二七番地一	六・〇	メートル 一〇一・二八	三
区画街路九	斐川町大字併川五二七番地一	斐川町大字併川五三〇番地	斐川町大字併川六六九番地	六・〇	メートル 一一九・六二	二
					〃	一

公 告

島根県松江市古志原一丁目十一番五号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の
変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、
次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十四年九月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ボランティア古志原会

三 代表者の氏名

萬代武博

四 主たる事務所の所在地

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に
係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

八 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎一階）

七 縦覧期間
申請書を受理した日から二月間

六 縦覧に供する書類
変更後の定款
この法人は、高齢者及び身体障害者の自立の促進を図るため、保健、医療又は福祉の
増進に関する事業並びに災害発生時に現地においての災害救援活動及び子どもの健全育
成を通じ地域福祉の発展と向上に寄与することを目的とする。

島根県報

平成14年10月11日

平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田 勝義

- ② 除雪ドーザ (13t級)、川本土木建築事務所・1台
 ③ 除雪グレーダ (4.0m級)、浜田土木建築事務所・1台
 ④ 凍結防止剤散布車 (2.5m³)、仁多土木事務所・1台
 ⑤ 小型除雪車 (1.3m級)、仁多土木事務所・1台

- 一 都市計画の種類
 木次都市計画による処理場
 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第二〇九号）第
 三十六条第三項の規定による公知を以て、
 平成十四年十月十一日

島根県知事 澄田 勝義

一 開発区域

安来市荒島町字松崎一、五、四番地四

面積 四九九平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町一、一八七番地五

松本口十

競 争 評 標 の 旨

三 落札者を決定した日

- ① 平成14年8月21日
 ② 平成14年8月9日
 ③ 平成14年8月9日
 ④ 平成14年8月9日
 ⑤ 平成14年8月9日

四 落札者の氏名及び住所

- ① 山陰三菱ふそう自動車販売株式会社 島根県松江市東津田町字堂前1070番地
 ② 中国TCM株式会社山陰支店 島根県八束郡東出雲大字出雲郷648番地
 ③ 中国キャタピラ三菱建機販売株式会社山陰支店 島根県安来市今津町660番地の
 1
 ④ 株式会社原商 島根県八束郡宍道町大字白石81-10
 ⑤ 株式会社カワサキマシングシステムズ山陰営業所 島根県出雲市知井宮町大字東原

123

五 落札金額

- ① 18,900,000円
 ② 20,317,500円
 ③ 19,950,000円
 ④ 13,230,000円
 ⑤ 11,707,500円

六 契約の相手方を決定した手続き

- ① 一般競争入札不調により随意契約
 ② 一般競争入札

一 物品等の名称、配車先及び数量

- ① 除雪トラック (7t専用車)、木次土木建築事務所・1台

- ③ 一般競争入札
④ 一般競争入札
⑤ 一般競争入札
7 特例公告を行った日
平成14年 6月28日

教育委員会規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月十一日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第二十一号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和二十六年島根県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「免許法附則第十項」を「免許法附則第八項」に改める。

第五条中「免許法附則第十五項」を「免許法附則第十項」に改める。

第七条第二項中「免許法附則第七項」を「免許法附則第五項」に改め、同条第三項中

「免許法附則第十一項」を「免許法附則第九項」に改める。

第九条第一項第五号を次のように改める。

五 最終卒業学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は免許法施行規則第六十六条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類

第九条第一項第六号口中「専門的知識」を「専門的知識経験」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項第五号中「免許法附則第五項」を「免許法附則第三項」に改め、同条第二項中「免許法附則第九項」を「免許法附則第七項」に改める。

第二十二条第一項中「その免許状を授与したときから十年間」を削る。

第二十二条第一項中「同法附則第五項若しくは第九項」を「同法附則第三項若しくは第二十二条第一項中「同法附則第五項若しくは第九項」を「同法附則第三項若しくは第

七項」に改める。
様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第2条—第9条、第11条、第13条、第14条、第16条関係）

宣誓書

私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号まで該当しないことを宣誓します。

年月日

氏名

印

備考

教育職員免許法第5条第1項

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの

様式第三号中「授与したときから十年間」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に係る部分を除く。）による改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十四年七月一日から適用する。
- 3 平成十四年六月三十日までに特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、改正後の規則第二十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

正

誤

平成十四年三月十九日付け島根県報第一、三五二号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇 所

誤

正

島根県規則第五号様
式第一号中

第一種フロン回収業者

第一種フロン類回収業者

ページ 段 行 誤
二 上 始めから九 申請書
二 上 始めから九 申請者
正

平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
十	島根県規則第八十七号様式第一号中	応急の措置を定めた書類	応急の措置に係る計画を記載した書類
十一・	"	錠の数等	錠の数等
十二	"	錠の数等	錠の数等
八	段 下 始めから二 第十五号	島根県教育委員会規則 第十九号	島根県教育委員会規則 第十九号
四	段 行 終りから十 第二十一号	島根県教育委員会規則 第二十号	島根県教育委員会規則 第二十号

平成十四年九月二十七日付け島根県報第一、四〇六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ 段 行 誤
四 上 終りから十 第二十一号
四 上 終りから十 第二十一号
正

平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。